# 札幌市生涯学習センター貸室利用規約

この利用規約は、札幌市生涯学習センター条例(以下「条例」という。)、札幌市生涯学習センター条例施行規則(以下「施行規則」という。)で定められている札幌市生涯学習センター(以下「センター」という。)内の貸室施設(以下「貸室」という。)の利用について、条例、施行規則に基づき細目を定めるものです。

# (貸室利用の用途)

1 センターの貸室は、各種研修会、講習会、サークル活動、講演会、会議、発表会等に ご利用ください。なお、用途によってはご利用を制限する場合があります。

# (利用申し込み方法)

- 1 申し込み受け付け期間は、ホールとホール以外の貸室とで異なります。
  - (1) ホールは、ご利用日の12カ月前の月初め(1日)から申し込みを受け付けます。
  - (2) ホール以外の貸室は、ご利用日の3カ月前の月初め(1日)から申し込みを受け付けます。
  - (3) 月初め(1日)が土曜、日曜、祝日の場合は、その翌平日からとなります。
- 2 申し込み受け付け開始日に限り、受け付け順を公開抽選で決める一斉受付を行います。 一斉受付に参加する方は、午前9時から9時30分までの間にセンター2階の大研修室に お越しください。
  - (1) 一斉受付会場での貸室のお申し込みは、最大で5件までです。
  - (2) 一斉受付が終了した後は、随時、貸室の利用申し込みを受け付けます。
- 3 貸室利用の申し込み受け付け窓口は、センター2階の事務室になります。受け付け時間は、午前8時45分から午後9時までです。
- 4 貸室利用の申し込みを行う方は、所定の使用承認申請書(以下「申請書」という。)に 必要事項を記入のうえ、窓口まで直接来館し、申請手続きを行ってください。電話や文 書での申し込みは、原則受け付けておりません。
- 5 利用の申し込みにあたっては、貸室利用料金を申し込み時に現金でお支払いいただく 必要があります。申請書の提出と利用料金のお支払いをもって、正式に貸室利用申し込 みが完了となります。その際にお渡しする申請書の控えは、利用契約の控えとなります ので、貸室の利用が終了するまで保管してください。
- 6 貸室利用の申し込みは、高校生以上の方に限ります。

#### (利用の承認)

1 申請書提出時に、貸室利用目的、内容、その他必要な事項を審査します。審査の結果、 後述する禁止事項に該当する恐れがあると認められる場合は、利用申請に対し不承認と することがあります。

#### (申請の解除・利用の中止等)

- 1 次の各号に該当する場合は、貸室申請の解除、または利用中においても利用の中止を 求めることがあります。
  - (1) 後述する禁止事項に該当する恐れがあると認められるとき。
  - (2) 申請書に虚偽の記載があった場合や承認された内容を許可なく変更した場合。
  - (3) センターが定める規約類や指示に従わないとき。
  - (4) センターの管理運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
  - (5) 本利用規約に定める事項に違反したとき。

# (利用の取り消し・変更等)

- 1 一度納入された貸室利用料金は、利用者の都合で取り消されても原則としてお返しできません。ただし、下記の日数前までであれば利用料金の半額を還付します。
  - (1) ホールの場合は、ご利用日の60日前(利用日の前日より起算)
  - (2) ホール以外の貸室は、ご利用日の15日前(利用日の前日より起算)
- 2 一度申請された貸室の変更や利用時間の変更は原則できません。ただし、下記の日数 前までに申し出があった場合、1回に限り各種変更を受け付けます。その際、料金に差額 が発生する場合は、不足分があれば追納していただき、超過分があれば還付します。
  - (1) ホールの場合は、ご利用日の60日前(利用日の前日より起算)
  - (2) ホール以外の貸室は、ご利用日の15日前(利用日の前日より起算)
- 3 貸室利用の取り消し、変更はセンター2階の事務室窓口にて受け付けます。電話や文書での手続きは原則行っておりません。手続き時には申請書の控えが必要です。また、利用料金の還付が発生する場合は、主催者または代理人の印鑑が必要になります。

#### (利用時間)

1 貸室を利用できる時間は下記の表のとおり区分ごとに分かれています。

	午前区分	午後区分	夜間区分	全日区分
ホール	9:00~12:00	13:00~16:30	17:30~22:00	9:00~22:00
その他貸室	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00

- 2 利用時間には会場の準備(仕込み)、観客の入退場、後始末(撤去)、鍵の返却など必要な全ての時間を含みます。ただし、入室は利用時間の15分前から可能です。
- 3 利用時間の変更や延長、時間外での貸室利用はできません。

- 4 連続する5日間を超えて、同じ貸室を利用することはできません。
- 5 時間単位での貸室の利用はできません。
- 6 高校生が貸室を利用する際に保護者が同伴しない場合は、午後 9 時までの利用となります。
- 7 中学生以下の方が貸室を利用する場合は、必ず保護者が同伴してください。

#### (利用料)

- 1 貸室利用料金は、原則、現金による前納です。
- 2 貸室利用料金は、利用目的や入場料設定等によって割増料金が適用されます。
  - (1) 入場料割増 入場料その他名称のいかんを問わずこれらに類するもので、その金額 の最高額によって割増料金をいただきます。
    - ア 入場料 0円~2,000円 利用料金表の金額をそのまま適用
    - イ 入場料 2,001 円~4,000 円 利用料金の 10 割増(倍額)を適用
    - ウ 入場料 4,001 円以上 利用料金の 20 割増(3 倍額)を適用
  - (2) 営利割増 株式会社のような営利団体や営利および営業目的での貸室の利用については、入場料の有無にかかわらず利用料金の10割増を適用します。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
入場料設定・利用目的	貸室利用料金		
入場料 0 円~2,000 円	利用料金表の金額をそのまま適用		
入場料 2,001 円~4,000 円	利用料金の 10 割増(倍額)を適用		
入場料 4,001 円以上	利用料金の20割増(3倍額)を適用		
営利団体、営利目的での利用	利用料金の 10 割増(倍額)を適用		

- 3 入場料割増と営利割増の両方に該当する場合は、割増料金の高い方の額を適用します。
- 4 利用申し込みの段階で入場料などが未定の場合は、いったん基本料金を納入し、詳細 が確定しだい、割増料金分を追納していただきます。
- 5 貸室に付帯する設備の利用料(物件利用料金)は、貸室利用当日に現金でお支払いい ただきます。

# (ゴミの取り扱い)

- 1 貸室内におけるゴミの処理については、下記のとおりです。
  - (1) ホールホワイエ内の備え付けゴミ箱に収まりきらない量のゴミが出た場合は、利用者の責任で持ち帰ってください。
  - (2) ホール楽屋、ホール客席でのゴミはすべて利用者の責任で持ち帰ってください。
  - (3) ホール以外の貸室で、備え付けのゴミ箱に収まりきらない量のゴミが出た場合は、利用者の責任で持ち帰ってください。
  - (4) ゴミを持ち帰るのが困難な場合は、センターでゴミの処理を代行します。その際、 所定のゴミ袋を別途購入していただきます。

# (利用上の注意事項)

- 1 センターの貸室施設を利用するにあたって、下記の事項にご注意ください。
  - (1) 貸室に備わっている諸設備の操作については、必ずセンターの職員にご確認ください。
  - (2) 貸室設備や備品等を損傷、滅失させた場合はその実費を弁償していただきます。
  - (3) 貸室内に特別な機器等を持ち込む場合は、事前にご相談ください。
  - (4) 多数の照明など、多量に電力を使用する機器の持ち込みを希望する場合は、事前にご相談ください。
  - (5) 館内や貸室内の壁、柱、床、天井、窓等に釘、押しピン、画鋲、テープ類を使用することはできません。
  - (6) 看板、ポスター類は、必ず所定の場所に掲示してください。
  - (7) 貸室内の物品を含めた荷物類や看板等を廊下へ出すことはできません。
  - (8) 貸室の利用が終了した後は、机、椅子、使用備品、機器等を元の状態に戻してください。
  - (9) 不時の災害に備え、貸室利用責任者は常に所在を明らかにし、いつでもセンターと連絡が取れるようにしてください。また、非常口や避難経路は各階に案内図がありますので、必ず事前にご確認ください。
  - 10) その他、センター職員の指示には必ず従ってください。
  - (11) 貸室の利用時間は厳守してください。
  - (12) 貸室や各設備等は清潔に利用してください。
  - (13) 貸室内では、あらゆる事故等が起きないように、利用者が責任を持って管理を行ってください。
  - (14) センターの管理運営上、必要に応じて利用中の貸室内に職員が立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください。

#### (禁止事項)

- 1 センターの利用にあたり、下記の事項は禁止いたします。これら禁止事項に該当する 恐れがあると判断した場合は、貸室利用の中止を求めることがありますので、利用者は 他の入場者にも周知徹底してください。
  - (1) 利用を承認されていない貸室の利用や立ち入り。
  - (2) センター内や貸室内での販売行為、あっせん勧誘行為、契約行為。
  - (3) 公の秩序または善良の風俗を害する恐れのある行為。
  - (4) 利用申請を行った主催者の変更。承認された貸室利用権を第三者に転売、転貸や譲渡する行為。
  - (5) センター内や貸室内での許可の無い火気の使用。

- (6) 貸室で決められている最大収容人数を超えての入室、入場。
- (7) センター内や貸室内での許可の無い寄付・募金活動。
- (8) レストランスペースを除く、センター内や貸室内での飲酒。
- (9) 飲食を主目的とした貸室の利用。
- (10) 騒音、怒声を発することや暴力をふるうなど、他人に迷惑をおよぼす行為。
- (11) センター内共用部や敷地内でのチラシ・ビラ類の配布行為。
- (12) センター内共用部や敷地内での許可の無い催し物等の開催。またはそれに準ずる行為。
- (13) センター内や貸室内における特定の宗教団体や政治団体等への勧誘行為や布教行為。
- 14) センター内への発火物や爆発物など危険物の持ち込み。
- (15) センター内や貸室内での喫煙。
- (16) センター内への動物の持ち込み。ただし、各種介助犬は除く。
- 17) 暴力団員や暴力団関係事業者のセンターの利用。

# (免責事項)

- 1 次の各号において、センターは一切の責任を負いません。
  - (1) 利用者に責のある貸室利用承認の解除や利用の中止により発生する一切の損害。
  - (2) 天災、地変その他不可抗力で休館したことによる一切の損害。
  - (3) 利用時間内に貸室内で発生した盗難、紛失、損壊、人的事故等の損害。
  - (4) センター提携駐車場内での事件、事故。
  - (5) その他、本規約で定められている事項を違反した際に生じる一切の損害。